

## 広島県教育委員会規則第九号

広島県立歴史民俗資料館管理運営規則及び広島県立歴史博物館管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

### 広島県立歴史民俗資料館管理運営規則及び広島県立歴史博物館管理運営規則の

#### 一部を改正する規則

(広島県立歴史民俗資料館管理運営規則の一部改正)

第一条 広島県立歴史民俗資料館管理運営規則(昭和五十四年広島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「(障害者手帳)」を削り、同項第五号を次のように改める。

五 満六十五歳以上の者

第五条第一項第七号中「小学校」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)(の園長(特別支援学校の幼稚部にあつては、校長)又は小学校)」に、「又は高等学校」を「若しくは高等学校」に、「児童」を「園児、児童」に改める。

(広島県立歴史博物館管理運営規則の一部改正)

第二条 広島県立歴史博物館管理運営規則(平成元年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「博物館」の下に「(頼山陽史跡資料館(以下「分館」という。))を除く。)」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 分館の開館時間は、午前九時三十分から午後五時までとする。

第十三条を第十四条とし、第十条から第十二条までを削り、第九条を第十三条とし、第八条を第十二条とし、第七条を第十一条とし、第六条中「広島県立歴史博物館設置条例(平成元年広島県条例第二十三号)第六条第一号」を「条例第七条第一号」に改め、同条を第十条とする。

第五条第一項第四号中「(障害者手帳)」を削り、同項第五号を次のように改める。

五 満六十五歳以上の者

第五条第一項第七号中「小学校」を「幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。)(の園長(特別支援学校の幼稚部にあつては、校長以下同じ。))又は小学校」に、「又は高等学校」を「若しくは高等学校」に、「児童」を「園児、児童」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(施設使用料の免除)

第九条 次の要件に該当する場合は、施設使用料を免除する。

一 幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園の園長又は小学校、中学校若しくは高等学校の校長が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園若しくは当該幼稚園の園児、当該小学校の児童又は当該中学校若しくは当該高等学校の生徒が利用するとき。

二 県が共催する事業を行うために使用するとき。

2 前項のほか、教育長が特別の理由があるとき、施設使用料を減免することができる。

第四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 施設使用料は、施設の使用の許可を受ける際に納付しなければならない。

第四条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(施設使用料の返還)

第七条 条例第六条第四項ただし書の規定により、教育長は、使用許可を受けた者がその責めに帰すことができない理由により使用することができない場合は、当該施設使用料の全額を返還する。

2 前項の規定により施設使用料の返還を受けようとする者は、施設使用料返還申請書に第五条第一項の施設使用許可書を添えて、教育長に提出しなければならない。

第三条の次に次の二条を加える。

(施設の使用の申込み等)

第四条 分館の茶室（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、施設使用申込書を教育長に提出し、広島県立歴史博物館設置条例（平成元年広島県条例第二十三号。以下「条例」という。）第五条の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 施設の使用の申込みは、使用期日の六月前から使用当日までの間にしなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(施設使用許可書の交付等)

第五条 教育長は、施設の使用許可をしたときは、施設使用許可書をその者に交付する。

2 前項の施設使用許可書は、施設を使用する際必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

#### 附 則

この教育委員会規則は、広島県立歴史博物館設置条例の一部を改正する条例（平成二十七年広島県条例第二十一号）の施行の日から施行する。